



### 第3回 世界遺産登録基準

**世**界遺産リストに登録されるためには、『世界遺産条

約履行のための作業指針』で示されている10のクライテリア（登録基準）のいずれか1つ以上に合致しなくてはいけません。九州・山口の近代化産業遺産群は、クライテリアiiとivとに該当するものとして、世界文化遺産登録を目指しています。

クライテリアiiは、『建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである』です。日本の近代化は、幕末の西洋技術の導入以降、非西洋地域で初めて、かつ極めて短期間のうちに飛躍的な発展を遂

げたという点で、世界史的にも特筆されるべきものです。その発展は、西洋技術を日本人が試行錯誤を重ね独自に取り入れていったものであり、工業技術と技術アイデアがどのように西洋から東洋へ移転したかを示しています。また、その技術を日本国内でも伝えていったこと、例えば葦山反射炉を作った際の佐賀藩との技術交流などがこれを示しています。

もうひとつのクライテリアivは、『歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である』です。

九州・山口の近代化産業遺産群は、『産業化のアジアへの波及』という人類史において重要な段階を示す技術発展の顕著な例であり、非西洋国家での工業技術の自立採用の主要な特徴を示しています。そして、葦山反射炉は、実際に稼働した反射炉としては世界で唯一現存しているものであり、日本における産業の近代化、特に製鉄技術に関する初期の様相を今にしっかりと伝えていきます。

#### 世界遺産推進課

☎ 055(948)1425